

精神障害をもつ人を守る法・制度

日本精神科看護協会 精神科認定看護師
小島 茂実

個別の法律や制度

5 発達障害者支援法

発達障害者支援法は、自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠如・多動性障害などの発達障害をもつ者に対する援助などについて定めた法律で、2004年に成立した。

目的として、①発達障害の早期発見②発達支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務③発達障害者の自立及び社会参加に資する支援がある。

個別の法律や制度

1 精神保健福祉法

1987年の精神衛生法から精神保健法への改正後、1993年の障害者基本法の成立を経て1995年に精神保健福祉法となった。

精神障がい者の医療がより望ましいものになり権利擁護が十分に成されるようになってきている。最も重要なものに精神保健指定医の導入と、従来の入院制度の中の強制入院を措置入院と医療保護入院に分け、患者本人の同意に基づく入院である任意入院制度を導入したことがある。

また、従来の法律では患者家族の負担が大きいとの批判を受け、保護者制度が廃止された。

個別の法律や制度

6 自殺対策基本法

自殺対策基本法は、1998年から年間の自殺者数が3万人を超え続けた日本の状況に対処するために制定された法律で、2006年に施行された。

2016年の改正では、内閣府の事業が厚生労働省に移され、都道府県が策定していた基本計画を市町村にも義務付けた。また、自殺未遂者を支援する拠点病院も置かれ、子供の自殺を予防する教育を学校にも求め、より細かい対策が期待されている。

個別の法律や制度

2 障害者基本法

1970年に制定された心身障害者対策基本法が1993年に全面改正され、障害者基本法となった。改正の最も大きな特徴は、精神障がい者が初めて障がい者として、福祉施策の対象として法的に位置付けられたことにある。これまでの日本では、『障がい者』とは「身体障がい者」と「知的障がい者」のみであり、「精神障がい者」は心身障害者対策基本法の対象外であったが、「この法律において『障がい者』とは、身体障害、知的障害又は精神障害があるために継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者をいう」と明確に規定されている。

個別の法律や制度

7 その他の法律や制度

▶生活保護法 日本国憲法第25条で保障された生存権を具体化するものとして制定された法律である。国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、その最低限の生活を保障するとともに、その自立を助長することを定める。

給付内容は、生活・教育・住宅・医療・介護・出産・生業・葬祭がある。

個別の法律や制度

3 障害者総合支援法

障害者福祉政策は、2003年度からノーマライゼーションの理念に基づいて支援費制度が導入されたが、問題点が多く、2006年度から障害者自立支援法が施行された。その後、障がい者を権利の主体と位置付けた基本理念を定め、障がい児は児童福祉法を整理し直すと共に難病を対象とするなどの改正を行い、2013年に障害者総合支援法と名称を変えて施行された。

この法律の基本理念は、障がい者及び障がい児の「基本的人権を享有する個人としての尊厳」を支援し、社会で生活する一人の人間として尊重し、社会で生活するために必要な支援をするための法律であることを明確にした。

個別の法律や制度

▶障害年金制度 障がい者になって働くことで生活費を得ることが困難になった場合に、保険料を払った人は一定の所得を保障する制度。

▶成年後見人制度 判断能力が不十分になった人が不利益を被らないように家庭裁判所に申し立て、援助をしてくれる人を付けてもらう制度。本人の判断能力の程度の応じて、後見・保佐・補助の3つが設けられ、家庭裁判所の審判によって後見人、保佐人、補助人が決定される。

個別の法律や制度

4 障害者虐待防止法

▶虐待が発生する背景 障がい者に対する虐待が発生する背景には、①障害の特性に関する知識や理解の不足②障がい者の人権に対する意識の欠如③障がい者がいる家庭や障がい者福祉施設の閉鎖性などがある。

▶虐待にあたる行為 殴る・蹴る・身体を縛り付けるといった「身体的虐待」、性的な行為を強要したり、本人の前でわいせつな言葉を発したりする「性的虐待」、言葉で脅したり、侮辱したりする「心理的虐待」、食事を与えない、風呂に入れないなどの世話を放棄する「ネグレクト」、勝手に障がい者の財産を処分したり、日常生活に必要な金銭を渡さなかったりする「経済的虐待」がある。

個別の法律や制度

▶医療観察法 正式には「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」といい、2005年から施行された。この法律は殺人など特に重大な罪を犯しながら、犯行時には心身耗弱の状態にあった精神障がい者を、指定医療機関で治療し、「病状に伴う同様の行為の再発を防止する」ことを目的としている。

個別の法律や制度

▶**被害者等基本法** 2004年に「犯罪被害者等の権利や利益の保護を図る」ことを目的に施行された法律である。基本理念として、「すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する」ことを明文化している。